【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年６月30日
【会社名】	株式会社タチエス
【英訳名】	TACHI-S CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山　本　雄　一　郎
【本店の所在の場所】	東京都青梅市末広町一丁目３番１号
【電話番号】	(0428)33-1911
【事務連絡者氏名】	代表取締役執行役員　小　松　篤　司
【最寄りの連絡場所】	東京都青梅市末広町一丁目３番１号
【電話番号】	(0428)33-1911
【事務連絡者氏名】	代表取締役執行役員　小　松　篤　司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

2023年６月20日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年６月20日

(2) 当該決議事項の内容

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案　定款一部変更の件

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定過程の独立性、客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、取締役会長以外の取締役（社外取締役を含みます。）においても務めることができるよう、定款第21条に定める取締役会の招集権者及び議長を変更する。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役として、山本雄一郎、小松篤司、伊藤孝男、村上聡謙、大河内勉、木下俊男、三原秀哲、永尾慶昭、筒井さち子の９氏を選任する。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役として、小澤伸光氏を選任する。

第４号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役９名のうち、社外取締役を除く６名に対し、総額3,000万円の取締役賞与を支給する。

第５号議案　社外取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額（年額２億8,000万円以内）は変更せず、社外取締役分の報酬額のみ増額し、年額5,000万円以内に改定する。

＜株主提案（第６号議案から第８号議案まで）＞

第６号議案　剰余金を処分する件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

127円から、第71回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式１株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式１株当たりの配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第71期末における１株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第４号「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.06を乗じた金額（以下「ＤＯＥ６％相当額」という。）が127円と異なる場合は、冒頭の127円をＤＯＥ６％相当額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第71回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第71回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第71回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

第７号議案　剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）

(1) 配当財産の種類

トヨタ紡織株式会社（証券コード：3116。以下「トヨタ紡績」という。）の普通株式（以下「トヨタ紡織株式」という。）1,316,700株（以下「現物配当財産」という。）

(2) 現物配当財産の帳簿価額の総額

26億3600万円（2022年６月24日付有価証券報告書における「貸借対照表計上額」）

(3) 配当財産の割り当てに関する事項

(a) 基準株式数：

当社普通株式27株あたり、トヨタ紡織株式１株を割り当てる。

(b) 金銭分配請求権：

基準株式数を有する株主は、トヨタ紡績株式に代えて、会社法第455条第２項および会社計算規則第154条の規定に従い算定される額に相当する金銭を交付することを当社に対して請求することができる。

同請求権の行使期間は、第71回定時株主総会の開催日を始期として、同開催日から１ヶ月を経過する日を終期とする。

(c) 基準未満株式（上記(a)に満たない株式をいう。）：

基準未満株式を有する株主には、トヨタ紡織株式を割り当てない代わりに、会社法第456条の規定に従い算定される額に相当する金銭が支払われるものとする。

(4) 剰余金の配当が効力を生じる日

第71回定時株主総会の開催日から２ヶ月を経過する日。

なお、本議案は、第71回定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

第８号議案　政策保有株式に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第７章　政策保有株式

（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）

第37条 (1)当会社は、取締役会で、当会社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。

(2)当会社は、当会社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年１回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。

(3)当会社は、(1)の取締役会での検証結果及び(2)の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

（注）株主提案の各議案については、提案株主から提出された原文のまま記載しております。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議結果（賛成の割合）
第１号議案	296,519	2,007	-	(注) 1	可決 (99.08%)
第２号議案					
山本雄一郎	251,828	46,698	-		可決 (84.15%)
小松篤司	251,856	46,670	-		可決 (84.16%)
伊藤孝男	252,415	46,111	-		可決 (84.34%)
村上聡謙	252,116	46,410	-		可決 (84.24%)
大河内勉	287,391	11,135	-	(注) 2	可決 (96.03%)
木下俊男	251,796	46,730	-		可決 (84.14%)
三原秀哲	252,177	46,349	-		可決 (84.26%)
永尾慶昭	260,518	38,008	-		可決 (87.05%)
筒井さち子	261,001	2,490	35,035		可決 (87.21%)
第３号議案					
小澤伸光	261,343	37,183	-	(注) 2	可決 (87.33%)
第４号議案	294,648	3,868	-	(注) 2	可決 (98.46%)
第５号議案	295,598	2,928	-	(注) 2	可決 (98.77%)

＜株主提案（第６号議案から第８号議案まで）＞

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議結果（賛成の割合）
第６号議案	99,906	198,617	-	(注) 2	否決 (33.38%)
第７号議案	71,126	227,399	-	(注) 2	否決 (23.76%)
第８号議案	75,316	223,209	-	(注) 1	否決 (25.16%)

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上